

10月10日(木)の法廷にご参加を！

国相手の大飯原発3・4号運転停止を求める裁判(大阪高裁)

★10月10日(木) 14:00の法廷にご参加を！

第7回法廷：14:00 大阪地裁 202号法廷

報告・交流会：法廷終了後 大阪弁護士会館 920号室

★傍聴券の抽選はありません。先着順です。

13:40頃には、手荷物検査を受けて、202号法廷に入ってください。

原告、支援者のみなさん、法廷にご参加下さい。

裁判は、これまでの主張をまとめた弁論更新が終わり、裁判所と当事者が参加する非公開での進行協議が複数回もたれ、争点の整理、今後の予定等が議論されてきました。

*10月10日 第7回法廷(口頭弁論)

今回は、主に地震動の過小評価について、進行協議の議論も踏まえて、原告と被告国の双方が書面を提出する予定です。国は既に、準備書面17、18、19を出しています。

国も関電も、大飯原発の基準地震動856ガルについて、断層面積等の「不確かさ」を踏まえて十分に安全側の設定で、「ばらつき」を考慮する必要はないと主張しています。

中越沖地震の教訓から、原発に最も影響を与えるのは短周期領域の揺れでした。そのため短周期の地震動を1.5倍することが保安院時代に決まりました。大飯原発の場合、1.5倍したものが856ガルで、断層面積、地震規模等は基本ケース(ばらつきは考慮せず)と同じです。

そのため、856ガルに地震規模の「ばらつき」を考慮すれば、基準地震動は約1150ガルに跳ね上がり、国・関電の地震動評価は過小になっているのです。今回は、この問題等を通じて、国の書面を批判する書面を提出する予定です。一審で勝訴した地震動評価の判決を守り抜きましょう。

※原告が既に提出している共同代表の小山英之さんの陳述書を参照してください。

(特に、右の10頁以降) <https://x.gd/mEz4Y>

*報告会・交流会(当日は、法廷後に進行協議が行われるため、交流会を先に行います)

<交流会> 六ヶ所再処理工場の完成目標が2年半延期となり、関電の使用済燃料対策の「ロードマップ」も破綻しました。「ロードマップ」を前提にした、老朽原発の再稼働と乾式貯蔵も撤回すべきです。この新しい状況と、乾式貯蔵の新たな問題点、戸別訪問の様子も紹介し、議論します。

<報告会> 弁護団等から、書面の説明、今後の裁判の予定等について説明を受け、議論します。

(全体の終了は17時頃を予定しています)



2024年9月21日 おおい原発止めよう裁判の会事務局

(連絡先：美浜の会気付) 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 mihama@jca.apc.org